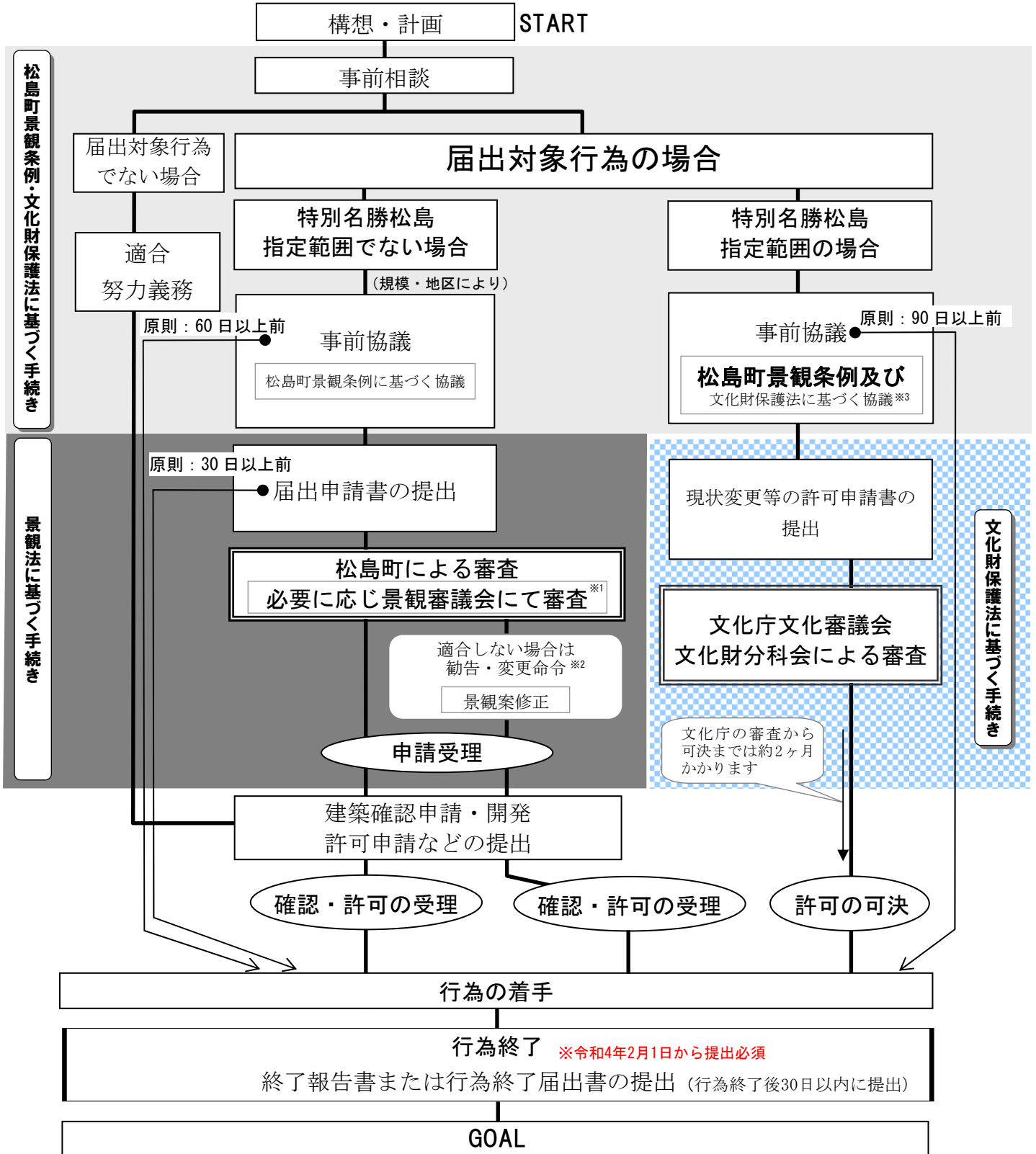


1.3 事前協議と届出フロー

景観計画で定める一定規模以上の行為を行う場合は、あらかじめ景観法に基づく届出が必要です。手続を円滑に進めるため、事前相談及び事前協議の制度を設けます。構想・計画段階からの手続きの流れは、次のとおりとします。



※1：届出にかかわる勧告・変更命令に関する事などについて、必要に応じて景観審議会の意見を聴きます。
 ※2：建築物及び工作物については、勧告・変更命令を行います。
 ※3：文化財保護法の届出対象外の場合、本計画等に基づく届出の対象となります。